

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

第七六七号 平成十年三月九日受理

建設労働者の労働条件の改善、労働法制の改悪反対に関する請願

請願者 千葉県茂原市長尾二、六七三 小

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第七五四号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

二、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

三、雇用保険法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

（附則第三項中「公布の日から起算して四十年を経過した日に」を「平成十五年五月十六日限り」に改める。）

（附則第三項中「臨時措置法の一項」を「臨時措置法の一部改正」）

第一条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改める。

（同項第三号中「平成十年六月三十日」を「平成十五年六月三十日」に改める。）

附則
この法律は、公布の日から施行する。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

（雇用保険法の一部改正）

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 就職促進給付（第五十六条の二）」を次のように改正する。

二、第六十条」を「第五節の二 教育訓練給付（第五十六条の二）」に、「第二款

（第六十条の二・第六十条の三）」に、「第二款

（第六十一条の四・第六十一条の六）」に改める。

育児休業給付（第六十一条の四・第六十一条の六）を「第二款 育児休業給付（第六十一条の六）」を「第三款 介護休業給付（第六十一一条の四・第六十一一条の六）」に改める。

の七・第六十一条の八」に改める。

第一条中「行う」の下に「ほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行う」を加える。

〔第三章 失業給付〕を「第二章 失業等給付」に改める。

第十条第一項中「就職促進給付」の下に「教育訓練給付」を加え、同条第五項に次の二号を加え、同項を同条第六項とする。

三 介護休業給付金

第十条第四項の次に次の二項を加える。

5 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。

第三十四条第三項中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第三十七条の四第一項第一号中「百五十日」を「七十五日」に改め、「及び第三号」を削り、「百日」を「五十日」に改め、同項第一号中「百二十日」を「六十日」に、「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改める。

第三十七条の四第一項第一号中「百五十日」を「七十五日」に改め、「及び第三号」を削り、「百日」を「五十日」に改め、同項第一号中「百二十日」を「六十日」に、「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改める。

第三十七条の五第三項中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第三十九条第一項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第五十二条第三項中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に改める。

十九条第一項において「に改める。

第三章第五節の次に次の二節を加える。

第五節の二 教育訓練給付

（教育訓練給付金）

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件

期間が五年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に被保険者（高齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者

及び日雇労働被保険者を除く。次号において「一般被保険者」という。）である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準

日が当該基準日の直前の一般被保険者でなくなつた日から労働省令で定める期間内にあるもの

前項の支給要件期間は、同項各号に掲げる者が基準日までの間に同一の事業主の適用事

業に引き続いだ被保険者（高齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者で

あつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者

者となつた日前一年の期間にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者である。

二 当該基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

受けたことのあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

けることができる」に改める。
第六十一条の四第一項中「」の款の下に「及び次款」を加える。

第三章第六節第二款の次に次の二款を加える。

第三款 介護休業給付

(介護休業給付金)

第六十一条の七 介護休業給付金は、被保険者が

が、労働省令で定めるところにより、対象家

族(当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をして

いないが、事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父

母及び子(これらの方に準する者として労働省令で定めるものを含む。並びに配偶者の父

母をいう。以下この条において同じ。)を介護

するための休業をした場合において、当該休

業を開始した日前一年間(当該休業を開始した日前一年間に疾病、負傷その他労働省令で

定める理由により引き続き三十日以上賃金の

支払を受けることができなかつた被保険者に

ついては、当該理由により賃金の支払を受け

ることができるなかつた日数を二年に加算した

期間(その期間が四年を超えるときは、四年

間)に、みなし被保険者期間が通算して十二

箇月以上であったときに、支給単位期間について支給する。

2 前項のみなし被保険者期間は、同項に規定

する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条(第二項を除く。)の規定を適用した場合に計算されることとなる

被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前」のとあるのは「第一項の」と、「前」のとあるのは「同項に」とする。

3 この条において支給単位期間とは、第一項に規定する休業をした期間(当該対象家族を介護するための休業を開始した日から起算し

て三月を経過する日までの期間に限る。)を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該休業をした期間内にある日(その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「休業開始応当日」という。)から各翌月の休業開始応当日の前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という)に三十を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

5 前項の規定にかかるわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における介護休業給付金の額とする。

この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定にかかるわらず、第一項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条(第二項を除く。)の規定を適用した場合に計算されることとなる前項の規定にかかるわらず、当該休業に係る介護休業給付金を支給する。

第六十六条第一項中「の各号」を削り、「求職者給付」の下に「(高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。)」を加える。

第七十二条第一項中「又は第六十一条の四第一項を」、第六十一条の四第一項又は第六十二条の七第一項に改める。

6 第一項の規定にかかるわらず、被保険者が対象家族を介護するための休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が当該休業を開始した日から起算して三月を経過する日後に当該対象家族を介護するための休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

7 第一条第一項中「失業」の下に「、職業ニ関スル教育訓練ノ受講」を加える。

第三十三条ノ一第一項中「求職者等給付」の下に「、教育訓練給付」を加え、同条第二項に次の二号を加える。

三 介護休業給付金

第三十三条ノ二第二項の次に次の二項を加える。

イ 二十一年以上 一百七十日

教育訓練給付ハ教育訓練給付金トス

第三十三条规定に「百五十日」を「乃至二に改め、ハを二とし、口をハとし、同号イ中「以上」の下に「二十年未満」を加え、同号イを同号ロとし、同号ニイとして次のように加える。

イ 二十一年以上 一百七十日

第三十三条规定に「百五十日」を「百五十日」に改め、同条第一項中「一百四十日」を「左ノ各号ニ掲タル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル日数」に改め、同条に次の各号を加える。

イ 二十一年以上 一百七十日

第三十三条规定に「百五十日」を「百五十日」に改め、同条第一項中「受給資格者等(高年齢受給資格者を含む。以下同じ。)」を「受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。)若しくは第六十条の二第一項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)」に改める。

第七十七条中「受給資格者等」の下に「、教育訓練給付対象者」を加える。

「三十日」を「六十日」に改め、同項第二号中「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三條ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ
略号ノニニ該當スル者功労令ノ定ムル所ニ依

リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル

職業二閥スル教育訓練トシテ社会保険庁長官

ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ、該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ五年以上

ナルトキニ之ヲ支給ス

当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条

二於テ基準日ト称ス)ニ被保險者(第十九条ノ三第一項)規定ニ依レ被保險者(第三

第三項規定二條に被保險者及第三十
三條ノ三第二項各号ノ一二該當スル船員ヲ

除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジタル者

二 前号二掲ゲル者以外ノ者ニシテ基準日ガ

該基準田ノ直前ノ被保險者ニ該業セザルニ至リタル由ヨリ命令ヲ以テ室ムレ期間内

至りる日を以て定期ノ期間内
ニ在ルモノ

前項ノ支給要件期間ハ同項各号ニ掲タル者ガ

基準日迄ノ間ニ同一ノ船舶所有者ニ引続キ被
矣

保険者トシ元使用セテレタル期間(当該使用セラレタル期間ニ繰レ被保険者ノ賃路ヲ取得

シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者ニ付
シタル期間ニ保ル被保険者ノ資格ニ取得

テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者

タリシ期間ヲ通算シタル期間)トス但シ當該期間ニシテ、販賣ノ期日

期間ニ左ノ名号ニ掲クル期間が専マルルトキ
ハ当該名号ニ掲タル期間ニ該当スル全テノ期

間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 当該使用セラレタル期間又ハ当該被保險

者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得
ノフシ日、直前、及モ之等、各々、至ニ

沙勿尙田ノ直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル田ガ当該被保険者ノ資格ヲ喪得シタル

日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ當該直

前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前ノ被

二、名該其基準日前二箇月(即復合年率)之二倍。

二、当該基準日前二教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ当該給付金ニ係ル

第八部 労働・社会政策委員会会議録第十一回

基準日前ノ被保険者タリシ期間
第三十三条ノ十二第五項ノ規定ハ前項ノ支給
要件期間ノ算定ニ付之ヲ準用ス
教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲タルキ
ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払タル
費用(命令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノノ
限ル)ノ額ニ百分ノ八十ヲ乗ジテ得タル額
ノ額が命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ當
該命令ヲ以テ定ムル額)トス
第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依
リ教育訓練給付金ノ額トシテ算定セラレタル
額ガ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超エザルトキハ教
育訓練給付金ハ之ヲ支給セズ
第三十四条第一項及び第三十五条第二項中
「第三十六条第一項ニ規定スル」を「育児休業
本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベ
キ」に改める。
第三十八条及び第三十九条を次のように改め
る。
第三十八条 介護休業給付金ハ被保険者ガ命令
ノ定ムル所ニ依リ対象家族(當該被保険者ノ
配偶者、父母及子(此等ニ准ズル者ニシテ命
令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)並ニ配偶者ノ父
母ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ヲ介護ス
ル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ当該休業ヲ
開始シタル日前二年間(当該休業ヲ開始シタ
ル日前二年間ニ疾病、負傷其ノ他命令ヲ以テ
定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上報酬ヲ受
ケザリシ被保険者ニ付テハ當該理由ニ因リ報
酬ヲ受ケザシ日数ヲ一年ニ加算シタル期間
(其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間)ニ
看做被保険者期間ガ通算シテ十二月以上ナリ
シトキニ支給単位期間ニ付之ヲ支給ス
前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休
業ヲ開始シタル日前被保険者ノ資格ヲ喪失シ
タル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適
用シタル場合ニ計算セラルコトナル被保
険者タリシ期間ニ相当スル期間トス
本条ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定ス

ル休業ヲ為シタル期間、當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ二ヶ月ヲ経過スル日迄ノ期間ニ限ルヲ當該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始応当日(各月ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日二度当シ且当該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日(其ノ日ニ二応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヨリ各翌月ノ休業開始応当日ノ前日(当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル月ニ於テハ当該休業ヲ終了シタル日)迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル当該区分ニ依ル一ノ期間ヲ謂フ
介護休業給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ被保險者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト當該被保險者ガ当該介護休業給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(其ノ額ガ下限額ニ満タザルトキハ当該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額トス第六項ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ二十五ニ相当スル額トス。
前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ロニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生大臣之ヲ定ム
第四項ノ規定ニ拘ラズ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保險者ニ当該被保險者ヲ使用スル船舡所有者ヨリ支給単位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ当該報酬ノ額ニ当該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額二十三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ当該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額ト

此ノ場合ニ於テ當該報酬ノ額ハ休業開始時
給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分
ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規
定期二拘ラズ當該報酬ガ支払ハレタル支給単位
期間ニ付テハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ
第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者カ対象家族ヲ
介護スル為ノ休業ニ付本条ノ定期ムル所ニ依リ
介護休業給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル場合は
合ニ於テ當該被保險者が當該休業ヲ開始シタル日
ル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ當該
対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタルトキ
ハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ

平成十年三月三十一日印刷

平成十年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B